

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 107):
24日(火)まで NZ 全土でレベル4を継続

令和3年8月20日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- 24日(火)午後11時59分まで NZ 全土で国内警戒レベル4を継続します。
- 引き続き、NZ 保健省の指示に従い、外出を控え、症状がある場合は検査を受け、感染者の立寄り先を確認するようにしましょう。
- レベル4下でも、日本ご帰国等のため NZ 発の国際線に搭乗するための国内移動は可能です。
- ワクチン接種が12歳以上から可能となりました。
- レベル4の間、当館領事窓口へのご来館は予約制となります。この措置はレベル2に引き下げられるまで継続します。

【本文】

1. 本20日午後3時、アーダーン首相及び保健省は記者会見を行い、各地の検査結果が出そろっていないこと、ウェリントンでも感染例が確認されたことなどから、24日(火)午後11時59分まで NZ 全土について COVID-19 国内警戒レベル4を継続することを発表しました。また、23日(月)に閣議を開き、その後のレベルについて協議するとのことでした。

2. 今後、感染者数が更に増加する可能性があります。感染者の立寄り先 (Locations of Interest) は、以下のリンクから確認可能ですので、随時確認し、該当者は、指示に従う(隔離等)ようにしてください。

(保健省:感染者立寄り先)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-health-advice-public/contact-tracing-covid-19/covid-19-contact-tracing-locations-interest>

3. レベル4下でも、日本ご帰国等のため NZ 発の国際線に搭乗することは可能です。また、そのための移動(国内線への搭乗及び陸路の移動)も可能です。以下の NZ 交通省のサイトに、レベル4下の国内移動規制の詳細があり(ドロップダウンを押してください)、この中に、航空機及び陸路(公共交通機関、自家用車)の移動について、“leaving NZ”が可能との記載があります。

(NZ 交通省サイト)

<https://www.transport.govt.nz/about-us/covid-19/>

なお、フライトは減便・運休の可能性がありますので、必ず事前にフライトの状況を確認するようにしてください。移動中のトラブルを避けるために、国際線チケット及び上記リンクを常に提示できるようにしてください。

(警戒レベル4:International air travel)

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/alert-level-4/>

4. 12歳以上のワクチン接種が閣議承認されました。9月1日より、12歳以上の全ての方の予約が可能となります。現在は、40歳以上の全ての方(及び医療従事者や既往症のある方等)が予約可能であり、8月25日より30歳以上の予約が可能となる予定です。なお、保護者が既に自身のワクチン接種予約をしている場合は、12歳から15歳のお子様がワクチン接種予約をしていなくても、保護者と同じ予約枠でワクチン接種を

することができる場合がありますが、事前に 0800 28 29 26 (8am-8pm、年中無休)に電話し、同じ予約枠で子供も同時に接種できるか相談してください。

(ワクチン接種予約サイト)

<https://bookmyvaccine.covid19.health.nz/>

(12歳以上の接種に関する情報)

<https://covid19.govt.nz/covid-19-vaccines/how-to-get-a-covid-19-vaccination/book-your-covid-19-vaccination/#vaccinations-for-12-to-15-year-olds>

(ワクチン関係ニュース:保健省サイト)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-vaccines/covid-19-getting-vaccine/covid-19-vaccine-rollout>

5. 18日午後11時59分から12歳以上の者は、エッセンシャルサービス(スーパー、薬局等)に行くとき、マスクの着用が義務化されています(公共交通機関、飛行機、タクシー等では、以前よりマスク着用が義務化されています)。

6. アラートレベル4の内容

レベル4では、必要不可欠な仕事に分類されない限り、在宅勤務が義務づけられます。保育園、幼稚園、学校は閉鎖されます。集会は全面的に禁止されます(結婚式、葬儀を含む)。地域間の移動は、基本的にできません。詳細は下記リンクをご覧ください。

(英語)

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/alert-level-4/>

(日本語) * 更新が遅いため、最新情報は英語版をご参照ください。

<https://covid19.govt.nz/iwi-and-communities/translations/japanese/the-alert-levels/living-at-level-4/>

7. レベル4の間、当館領事窓口(パスポート、証明、戸籍届出、ビザ等)での申請受付等は、全て電話による予約制とさせていただきます。詳細は下記リンクをご覧ください。

(新型コロナウイルスの影響に伴う予約制の導入)

<https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/files/100223377.pdf>

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)